



令和2年市政報告資料

ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市

～人・自然・文化が織りなす 知恵と協働でつくる下野市～

目次

1. 新型コロナウイルス感染症における取り組みについて	P 1
2. 財政運営について	P 6
3. (仮称)下野スマートインターチェンジについて	P 9
4. 自治医大駅周辺都市再生整備計画事業について	P11
5. 西坪山工業団地東地区産業団地整備事業について	P14
6. 市民活動センター基本計画の策定について	P16
7. 風しんに関する追加的対策について	P17
8. 地域生活支援拠点等事業について	P19
9. ごみの減量化について	P21
10. 1市2町広域連携「ゆうがおバス」について	P23
11. 「地域おこし協力隊」事業について	P25
12. 屋外広告物の取り扱いについて	P26
13. 下野市教育の特色ある取り組みについて	P28
14. 南河内小中学校の整備について	P35
15. 東の飛鳥プロジェクト推進事業について	P38
16. 県南広域的水道整備事業について	P40
17. 職員による公金詐取事件について(経過報告)	P42

1. 新型コロナウイルス感染症における取り組みについて

市の主な取り組み

市内部の取り組みについて

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議等の開催
- ・公共施設等での感染者発生対応マニュアルの策定
- ・市イベント開催基準の策定
- ・避難所開設訓練の実施
- ・備蓄品の購入及び配布
手指消毒液、サージカルマスクなどの購入や公共施設・医療機関への配布
- ・AI体温検知カメラの設置(6台)

市民等への取り組みについて

- ・緊急事態宣言発令に伴う感染予防の注意喚起
- ・特別定額給付金の給付及び給付金を装った詐欺への注意喚起
- ・ホームページ、広報紙、FMゆうがお等による各種お知らせ
- ・除菌電解水の無料配布
- ・公共施設や公園などの利用時の注意事項のお知らせ
- ・「新しい生活様式」の普及、定着
- ・応援メッセージを募集及び掲示

○助成・支援等に関する取り組み(主たるもの)

	制 度 名	概 要
個人生活支援	小中学生応援支援金	令和2年5月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されている小中学生等の保護者の方に児童・生徒一人当たり1万円の支援。
	緊急在学奨学生奨学金	家計に著しい影響を受け、経済的な理由により就学が困難な学生で下野市奨学金貸付条例による資格要件を満たす方に無利子で貸付。 高校生：月額2万円 大学生：月額3万円、4万円、5万円の中から選択
	修学支援金	下野市奨学金貸付条例により奨学金の貸付を受けている奨学生に5万円の支援。
	プレミアム付き下野市共通商品券	プレミアム率20%のプレミアム商品券の販売(1万2千円分を1万円で販売) 第一弾：6月16日～30日 第二弾：10月1日～16日 ハガキかインターネットによる事前申し込み
	水道料金(基本料金)減免	全ての水道利用者の基本料金を減免 令和2年10月～令和3年1月請求分の4か月
	インフルエンザ予防接種事業	季節性インフルエンザの予防接種費助成を拡大し、接種率の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症との同時流行を防止する。 対象者：中学1年生～中学3年生及び妊婦 助成額：2,900円 期 間：令和2年10月1日～令和3年2月28日までの接種 ※これに伴い、生後6カ月から小学6年生の助成額も増額(2,000円⇒2,900円)
	赤ちゃん応援臨時特別給付金事業	令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれ、本市に住民登録した新生児の父または母に10万円を支給。 申請期間：令和2年10月1日～令和3年4月30日

○助成・支援等に関する取り組み(主たるもの)

	制 度 名	概 要
事業者支援	新型コロナウイルス感染拡大防止休業協力金	5月11日から17日まで休業した事業者 1事業者5万円の協力金 6月30日受付終了
	小規模事業者等事業継続緊急支援金	売上が前年同月比で減少し、国の持続化給付金を受給していない事業者 1事業者10万円
	飲食物等宅配代行利用支援補助金	飲食店等が宅配代行業者を利用する際にかかる料金を補助 補助額: 宅配料の2分の1(上限: 1回につき750円まで)
	新型コロナウイルス感染症経営安定化資金	売上が減少した事業者 融資限度額: 1,000万円 信用保証料は市が全額補助
	新型コロナウイルス感染症対策資金借入金利子補給金	県や市等の対象借入資金について事業者が負担した利子相当額(資金の借り入れから3年間)
	新型コロナウイルス感染予防対策取組支援金	新型コロナウイルス感染予防対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む事業者に対して「新型コロナウイルス感染予防対策取組宣言書」の交付及び1店舗3万円の助成。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策

下野市の避難所について

- ・体育館や公民館等の公共施設39か所の指定避難所と5か所の指定緊急避難場所
- ・第1次指定避難所から優先して開設し、災害の規模によって第2次、第3次避難所を開設します。

市民の皆様へお願い

避難とは「難」を「避」けることです

- ①安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がありません。
- ②安全な場所にある親戚・知人宅なども避難先として検討してください。

避難所以外の安全な場所への避難は「3密」を防ぎ、感染症予防の観点からも重要です。

- ③危険な状況になる前に安全な場所へ移動してください。



感染を防ぐ対策

(1) 健康状態を確認し感染を防ぐ

- ・避難所の受付では非接触型温度計や問診票により、避難者の健康状態をチェックします。
- ・熱や咳の症状がある場合は家族単位で隔離区域に移動します。
- ・隔離区域と一般の区域の動線が重ならないように注意します。
- ・避難所運営のスタッフも両方の区域を行き来しないようにし、感染を防ぎます。



段ボールベッドと段ボールパーテーションを体験した様子

(2) 「3密」を避け感染を防ぐ

- ・1家族あたり3m×3m、家族間は1～2m開けることが望ましいとされています。
- ・これまで以上にスペースが必要になるため、多くの避難所開設が必要となります。
- ・災害時は第1次から第2次避難所を速やかに開設し、多くの避難者を収容します。

(3) 飛沫感染を防ぐ

- ・段ボールベッドや段ボールパーテーション、簡易テント等で飛沫感染を防ぎます。
- ・このほか、マスクや手指消毒用アルコール等の衛生用品を備蓄しています。

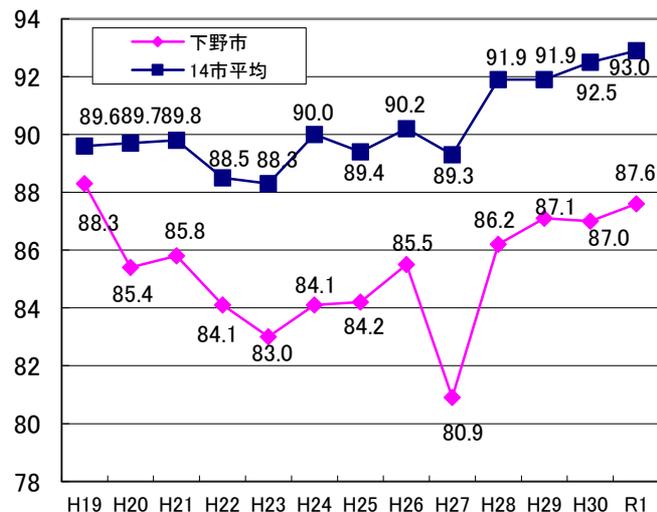


簡易テントを設置した様子

2. 財政運営について

財政分析について

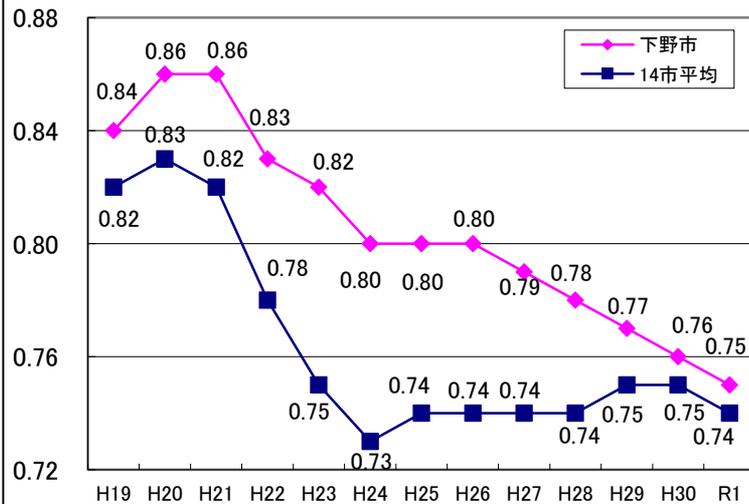
● 経常収支比率（使いみちの決まったお金の割合）



低いほうがよい

人件費や扶助費、公債費などの義務性格の経費に、地方税などの一般財源がどの程度充当されているかをみる指標で、財政構造の弾力性を判断するためのものです。令和元年度の経常収支比率は87.6%で、前年度の87.0%から0.6ポイント増となりましたが、14市平均を大きく下回り良好な状態です。(2位/県内14市)

● 財政力指数（財政の豊かさを示す指標）



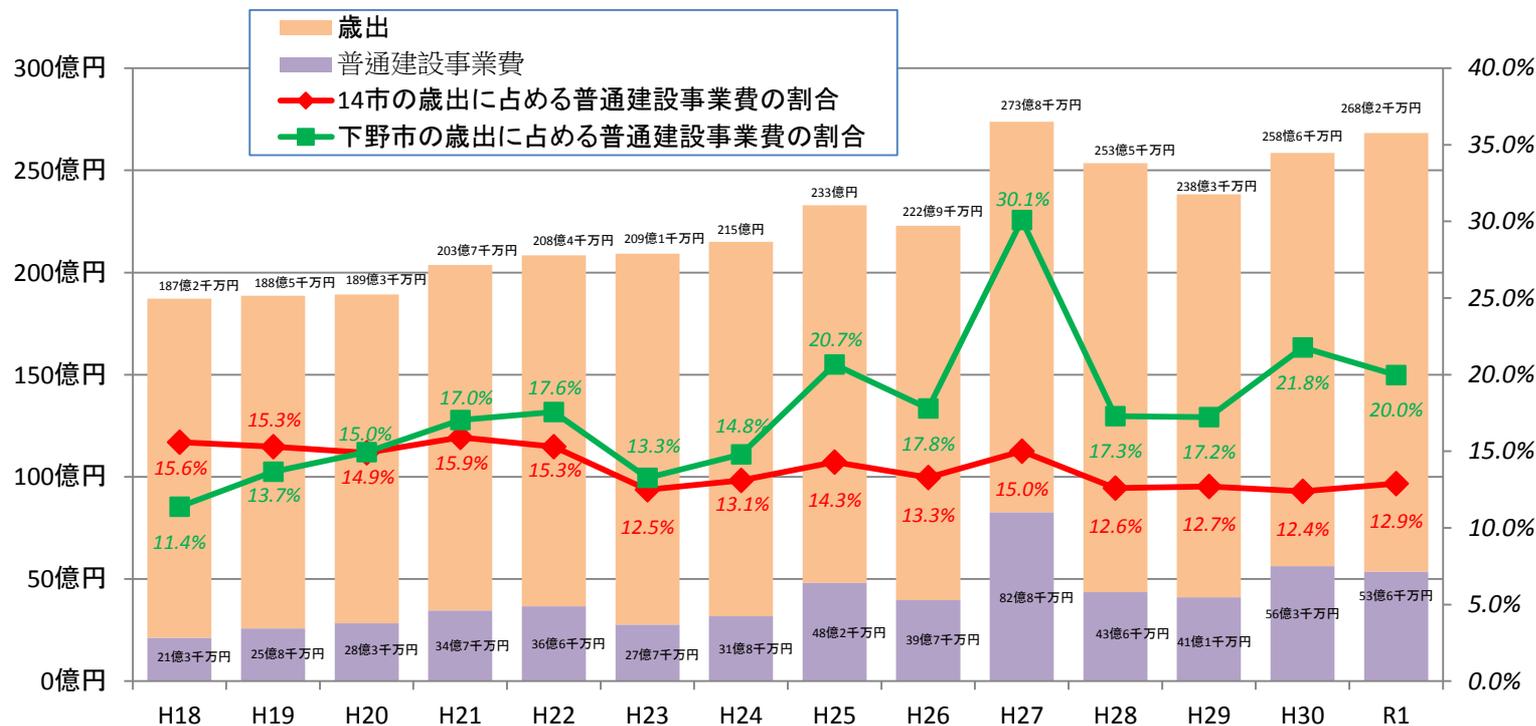
1.00に近いほど余裕がある

地方公共団体の財政力を示す指標で、行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表し、数値が高いほど財政に余裕があります。令和元年度の財政力指数は0.75ポイントで前年度より0.1ポイント減となりましたが、14市平均とほぼ同じ数値となっています。(7位/県内14市)

魅力ある暮らしやすいまちづくりを目指して積極的に事業を推進

合併後の普通建設事業費の推移は、財政健全化を図ると同時に、小・中学校の耐震化や大規模改修、新庁舎建設、市道や上下水道などの都市インフラの充実を積極的に推進してきました。令和元年度も県内14市の平均を上回る規模となりました。

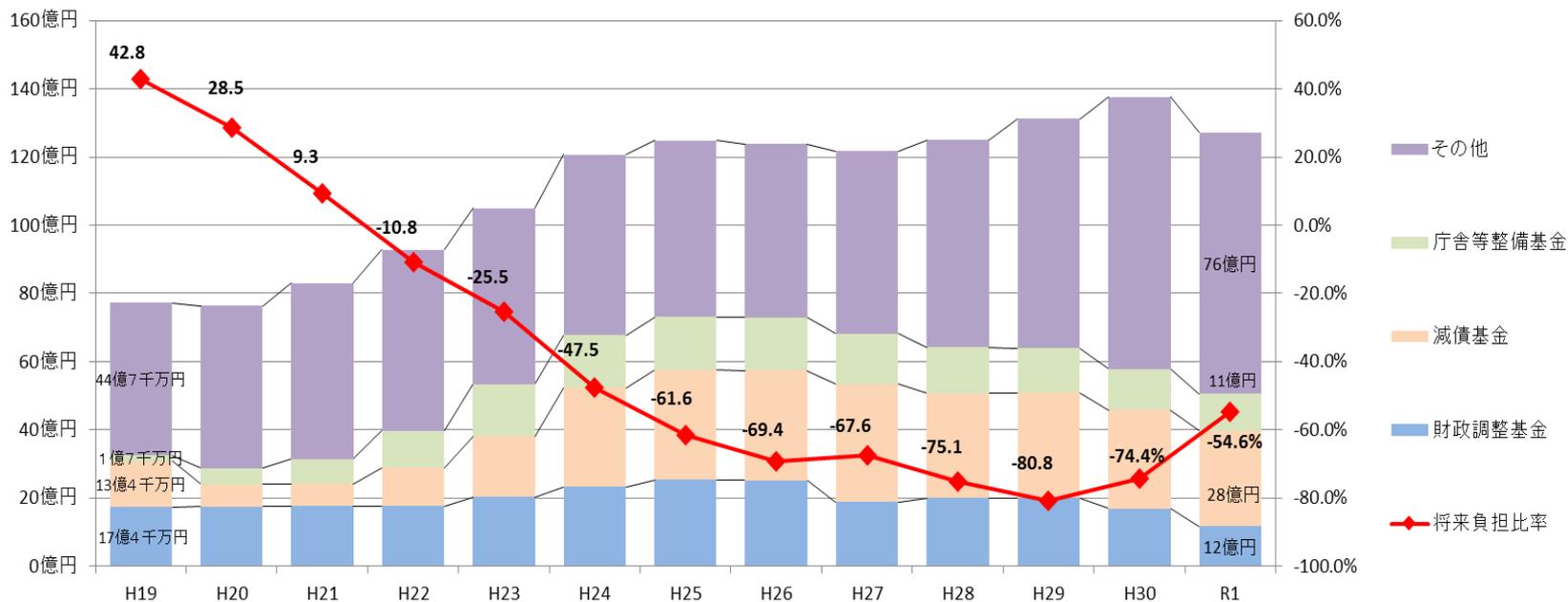
合併後(14年間)の普通建設事業費の推移



基金残高と将来負担比率の推移

令和元年度は、台風19号の影響などで財政調整基金からの繰入が多くなったため、財政調整基金額が減少してしまいましたが、基金全体では、合併後、計画的に基金管理を行い、令和元年度末では、127億1,111万円となりました。

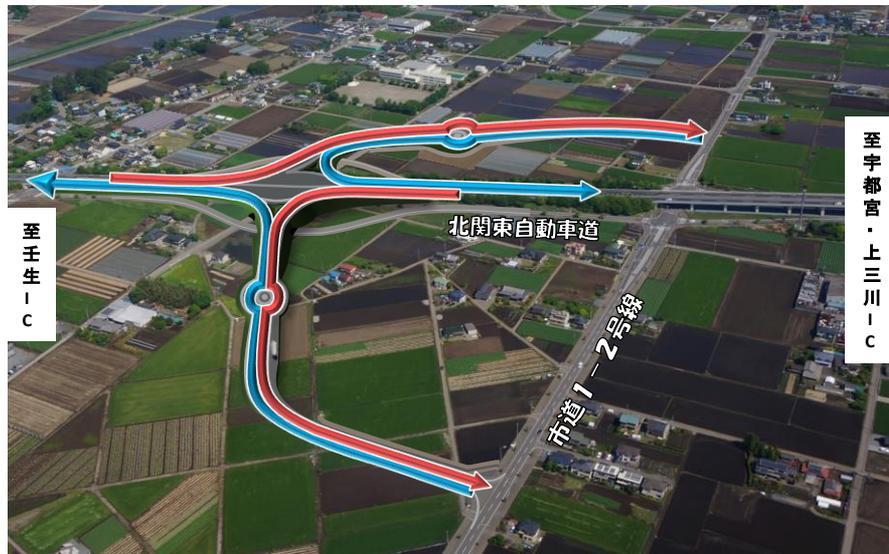
将来負担額(地方債の現在高等)から充当可能財源(基金等)を引いた額を標準財政規模から算入公債費を引いた額で割って算出される将来負担比率は、低い方がいいとされており、-54.6%は県内14市中第1位となっています。



3. (仮称)下野スマートインターチェンジについて

事業の取り組み

- 平成29年 7月21日 準備段階調査箇所への採択
- 平成29年 9月27日 第1回準備会開催
- 平成29年11月18日 第1回事業説明会開催
- 平成30年 1月29日 第2回準備会開催
- 平成30年 3月16日 第3回準備会開催
- 平成30年 7月18日 第1回(仮称)下野スマートIC地区協議会開催
- 平成30年 8月10日 新規事業化
- 平成30年11月25日 第2回事業説明会開催
- 令和 元年11月24日 第3回事業説明会



(仮称)下野スマートインターチェンジイメージ図

今後の予定

- 令和 2年度～ 用地買収
- 令和 3年度～ スマートインターチェンジ整備工事
- 令和 5年 3月 供用開始 予定

整備計画	
計画延長	L=2.08km
幅員	W=11.5m
総事業費	約29.7億円
開通予定	令和5年3月

概要

(仮称)下野スマートインターチェンジの位置と整備効果

I 地域経済の活性化

- 物流効率化、新たな企業の進出促進
- 農産物の輸送力の向上
- 地域の観光振興 等

II 地域生活環境の充実

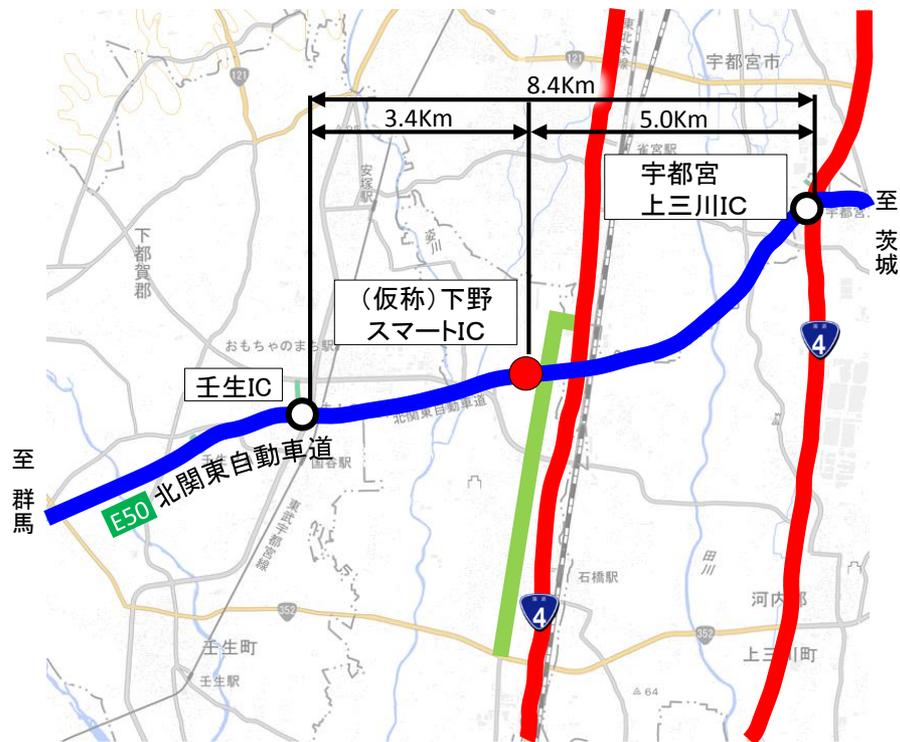
- 高速道路利用環境の向上

III 安全安心を支える地域づくり

- 災害時の救援活動や緊急物資輸送の迅速化
- 救急医療環境の改善

IV 周辺交通の負荷軽減

- 交通が集中する一般道の混雑緩和



4. 自治医大駅周辺都市再生整備計画事業について

事業の取り組み

平成29年 1月	自治医大駅東口周辺バリアフリー 基本計画業務委託発注
平成30年 4月	自治医大駅周辺都市再生整備 計画書作成業務委託発注
平成30年8～9月	事業説明会
平成30年9～10月	アンケート実施
平成31年 1月	自治医大駅周辺都市再生整備 計画策定
令和 元年 9月	アンケート実施
令和 元年12月	事業説明会
令和 2年 2月	自治医大駅東口シェルター設計 業務委託発注
令和 2年 3月～	工事着手
令和 6年 3月	事業完了予定



自治医大駅東口広場整備イメージ図

概要

下野市内の各駅周辺では、良好な住居環境の形成・保全を図るため、地区計画や建築物等指導基準などによる規制・誘導等を行い、JR3駅を中心とした、有効な土地利用の推進とコンパクトシティの形成が期待されており、市街地間の連携と人口減少にも対応した都市構造の再構築が求められています。

本地区の自治医大駅周辺においては、自治医科大学附属病院及び周辺の医療施設の集積により、医療機能が充実した便利で暮らしやすい住宅地としての環境が整っており、都市核として、また、県内における高度医療の中心として、超高齢社会でも安心、便利に暮らせる定住の場としての強みを活かしたまちづくりを進めています。

事業目標

大目標: 快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり

目標1: 人に優しい交通環境づくり

自治医大駅東口から自治医科大学附属病院までの経路における、駅前広場および市道の整備(バリアフリー化)を行い、安全・安心に移動できる交通環境整備を目指す。

目標2: 快適に住み続けられる住環境づくり

自治医大駅周辺において、行政、公共施設、店舗等の生活を支える様々な機能を集約させるとともに、そうした機能によるサービスを受けられる暮らしやすい定住の場づくりを進める。

今後の取り組み

整備計画

基幹事業

【道路】

自治医大駅東口駅前広場・・・ A=4,300m²

市道7002号線・・・ L= 380m

市道7020号線・・・ L= 140m

市道7036号線・・・ L= 85m

市道7024号線・・・ L= 36m

市道7050号線・・・ L= 58m

【地域生活基盤施設】

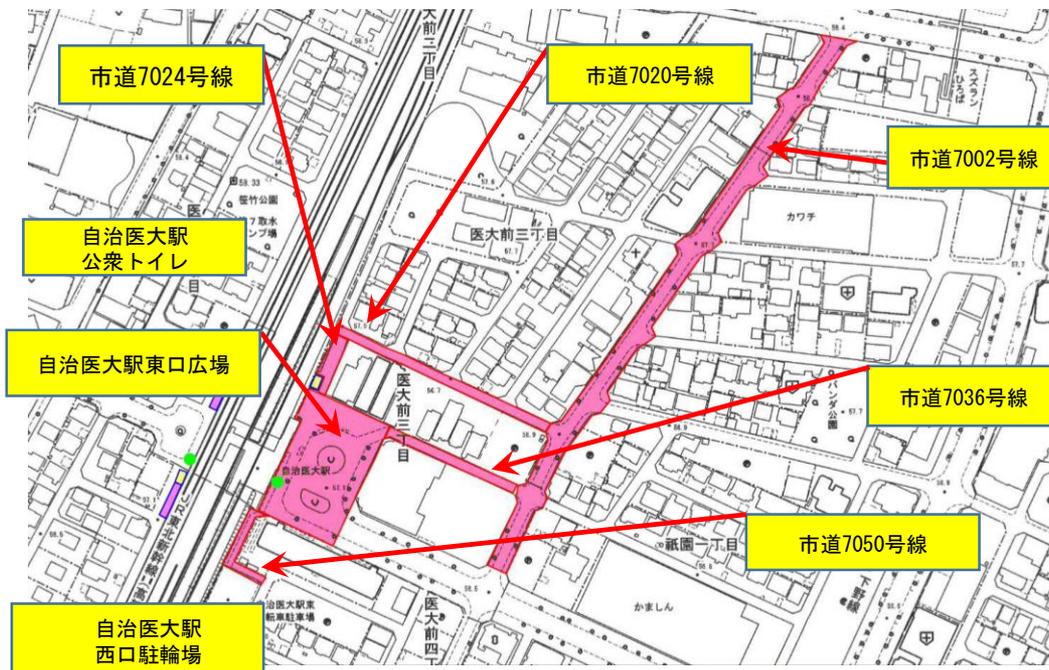
自転車駐輪場・・・ N= 1箇所

情報版・・・ N= 2箇所

【高質空間形成施設】

公衆トイレ・・・ N= 2棟

自治医大駅周辺都市再整備計画事業
事業期間:平成31年度～令和5年度



整備箇所図

5. 西坪山工業団地東地区産業団地整備事業について

【これまでの取り組み】

平成27年度 工場適地調査の実施

平成28年度 地権者意向調査の実施

⇒ 西坪山工業団地東地区を候補地に選定

平成29年度 事業説明会の開催

自然環境調査の実施（平成29～平成30年度）

平成30年度 事業説明会の開催

都市計画変更に係る国県等関係機関協議の実施（～令和2年度）

令和元年度 関係地権者からの事業同意書徴取

現地測量・地区界測量の実施

文化財試掘調査の実施

地権者説明会の開催

県へ整備要望書を提出 ⇒事業調査地区に選定（調査主体：栃木県土地開発公社）

【概要】

開発区域面積：33.3ha

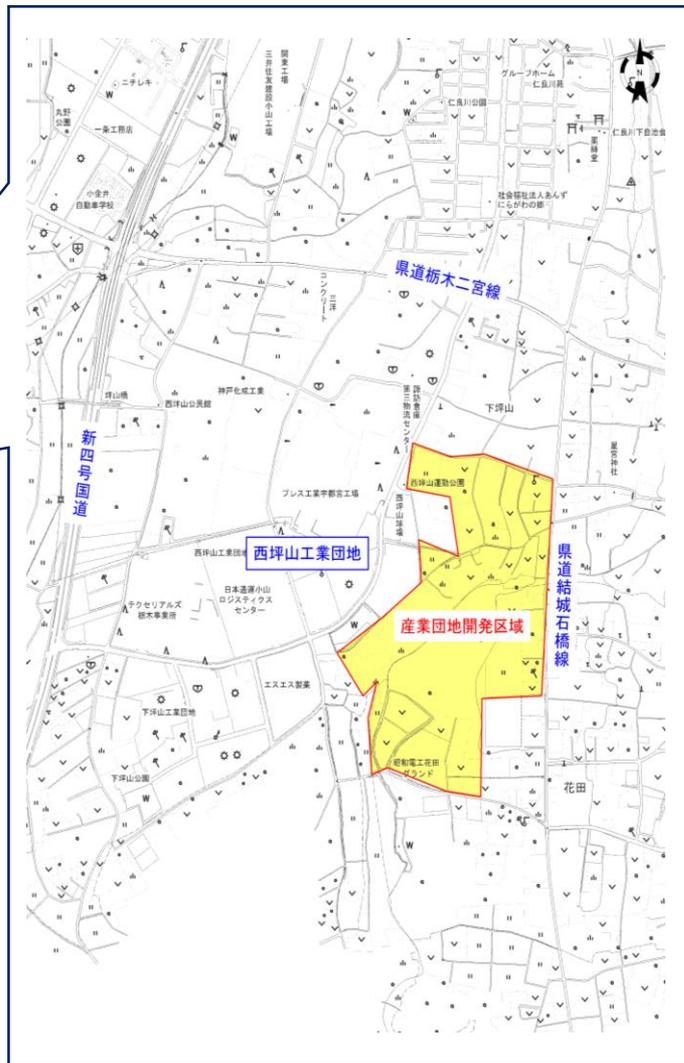
用途地域：工業専用地域

事業手法：開発行為による



【今後の予定】

- ◆令和2年度 事業採択・事業主体決定
(事業主体：栃木県土地開発公社予定)
事業主体による事業説明会
実施設計、開発許可協議
都市計画決定(令和3年3月)
- ◆令和2～3年度 用地買収
- ◆令和4～6年度 造成工事
- ◆令和7年度～ 分譲開始



6. 市民活動センター基本計画の策定について

趣 旨

自治基本条例検証結果報告書(平成30年度)により、条例推進のために市民活動の拠点施設を設置することが提言されました。

下野市自治基本条例の基本理念は「市民が主役のまちづくりを推進すること」であり、その実現のためには、それを担う人づくり、環境(場所、機会、仕組みなど)づくりが重要です。

まちづくりの担い手及び自立的なまちづくり組織の活性化を推進するためには、市民活動の情報提供や相談、設備支援等のサービスを一元的に提供でき、かつ活動の拠点となる施設が必要ですが、現在、下野市にはそのような機能を有する施設が不足しています。

市民が主役のまちづくりを推進し、その環境づくりを進めるために市民活動センターを設置することとし、その基本計画を策定しました。

概 要

- ◆現在の生涯学習情報センターの建物を活用して設置
- ◆市民活動センターに整備する機能
 - (1)情報の集積・発信機能(団体の活動情報提供など)
 - (2)相談・運営支援機能(団体設立や運営相談など)
 - (3)交流・ネットワーク・コーディネート機能(交流事業など)
 - (4)人材育成機能(各種講座や研修会など)
 - (5)活動拠点機能(機材貸出や貸室など)

◆◆今後のスケジュール◆◆

- R2 施設改修に向けた基本計画の策定及び基本設計の実施
- R3 改修に向けた実施設計及び施設改修工事の施工
市民活動センター設置管理条例の制定
- R4 市民活動センターオープン



令和4年5月のオープンを目指します!

7. 風しんに関する追加的対策について

風しんは今も流行しています

風しんは、成人がかかると症状が重くなることがあります。また、妊娠初期の妊婦さんに感染させてしまうと、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障がいがあります。

風しんは今も流行していますが、今年度42歳から58歳になる男性は過去に公的な予防接種を受ける機会がなかったことから、風しんの抗体保有率が他の世代の男性よりも低くなっています。

このため、国ではこの世代の男性の抗体保有率を2021年度末までに90%以上に引き上げることを目標とした時限立法を制定しました。

下野市の風しんクーポン券について

対象となる世代の男性に風しんの抗体検査を無料で受けていただき、十分な量の抗体を持っていない方にワクチン接種を原則無料で実施することとしました。

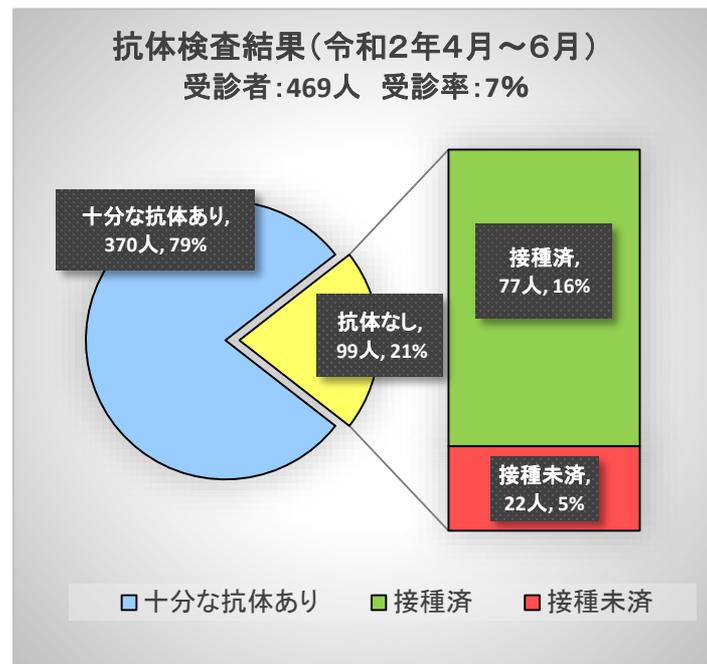
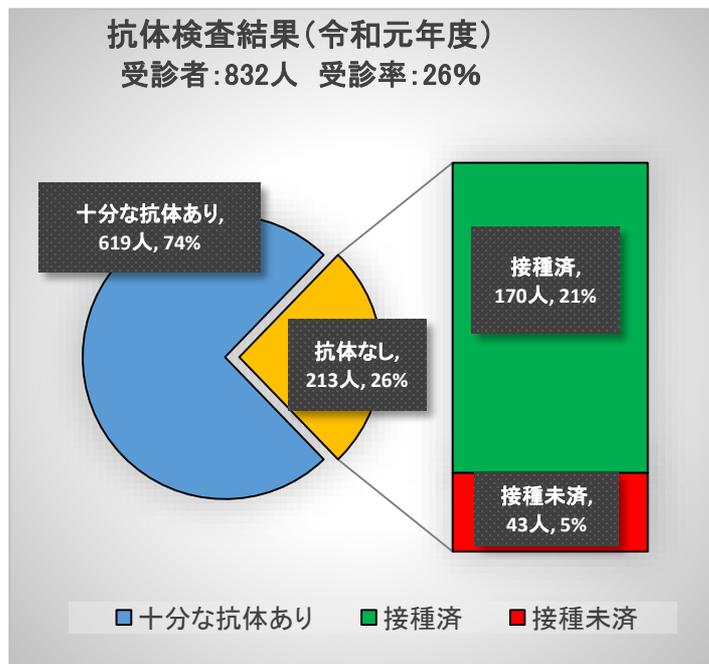
無料クーポン券の発送件数等

年度	件数	発送時期
令和元年度	3,091件	5月下旬発送
令和2年度	6,619件	4月上旬発送

下野市では、国の方針に基づき、令和元年5月下旬に、令和元年度中に41歳から47歳になる男性全員と48歳から57歳になる男性のうちの希望者について、風しんの抗体検査及び予防接種を受けることができるクーポン券を送付しました。

また、令和2年4月上旬に、令和2年度に42歳から58歳になる男性(昨年度抗体検査を受けた方を除く)へクーポン券を発送しました。

下野市の風しん抗体検査結果と予防接種の状況



クーポン券を使用することで、健康診断の際または医療機関において無料で検査を受けることができます。

**あなたと、これから生まれてくる世代の子どもを守るため、
クーポン券対象者は必ず風しんの抗体検査と予防接種を受けましょう！**

8. 地域生活支援拠点等事業について

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、令和2年4月より地域生活支援拠点等事業を開始しました。

地域生活支援拠点等事業には、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」という機能があります。

下野市では、まず「緊急時の受け入れ・対応」の整備を行いました。

※緊急時とは、ご家族等が急病や事故等の突発的な事由により、自宅で障がいのある方を見ることができない場合など。

対象者： 下野市にお住いの、
障がいをお持ちの方

利用するためには、原則、事前登録が必要です。
虐待等のやむを得ない事由により、緊急で保護が必要となった場合は、この限りではありません。

利用期間： 最長7日間まで

緊急時の受け入れ・対応を利用している間に、今後の生活について相談・調整していきます。

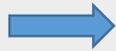
委託事業所： 社会福祉法人洗心会
サンフラワー療護園

所在地は、小山市です。



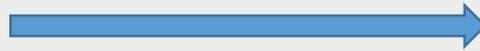
利用登録までの流れ

①申し込み



②事前面接

※生活状況等について確認します。



③利用決定通知が
来たら登録完了

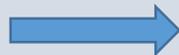
※利用決定通知にて
緊急時連絡用の電話
番号をお伝えします。

緊急時受け入れの流れ

緊急事態発生！

①緊急事態発生
の旨を連絡

※緊急時連絡用の
電話番号に連絡



②状況を確認し、
緊急事態と判断

※緊急と認められない
場合は別の解決手段
を提案します。



③施設受け入れ

※施設職員が現地に
出向き、対象者を施設
に保護します。

9. ごみの減量化について

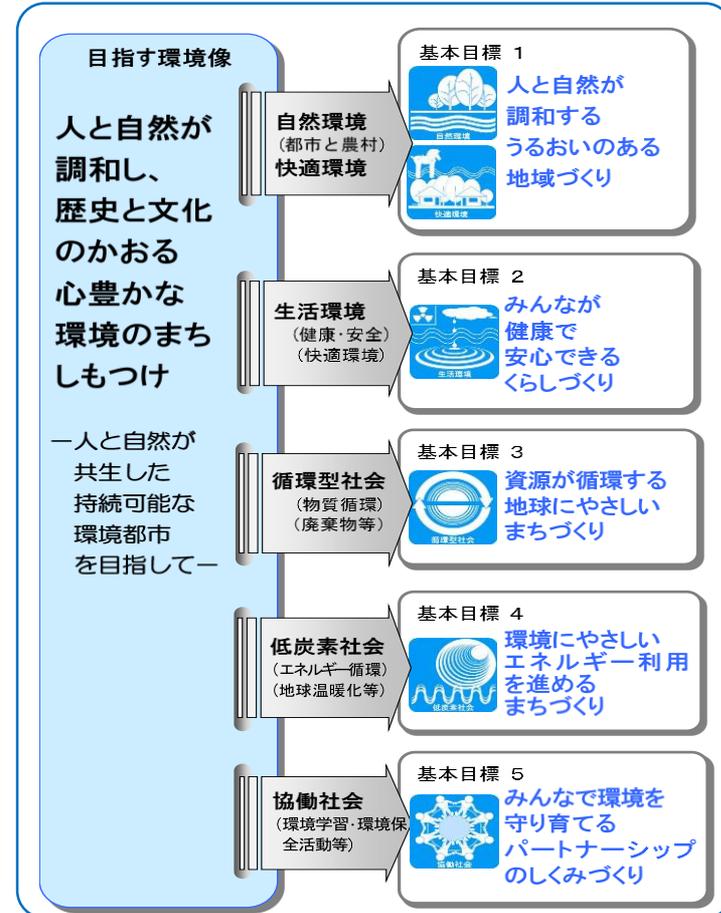
下野市環境基本計画に掲げる基本目標のひとつである『資源が循環する地球にやさしいまちづくり』を達成するため、市及び市民等協働により、ごみの発生抑制と資源としての再使用・再生利用など環境負荷の少ないまちづくりに取り組んでいます。

(1) 減量化事業の取組状況

(取り組みの一例)

- ・生ごみの水分を取り除き、減量化を進めるための「水切りネット」の全戸配布 (R元年度実施)
- ・可燃ごみに含まれる雑紙類を取り出し、資源化を促進するための「雑紙ストック袋」の全戸配布 (R元年度実施)
- ・生ごみ処理機器設置費補助金を活用した家庭からの生ごみの減量化 (R元年度 補助上限額増額)
機械式 補助上限額 20,000円⇒30,000円
コンポスト式 補助上限額 4,000円⇒6,000円
- ・下野市資源回収報奨金を活用した各種団体での資源ごみの再生利用の促進 (R元年度 報奨金額増額)
- ・回収実績 1kgあたり 4円⇒5円

環境基本計画基本目標

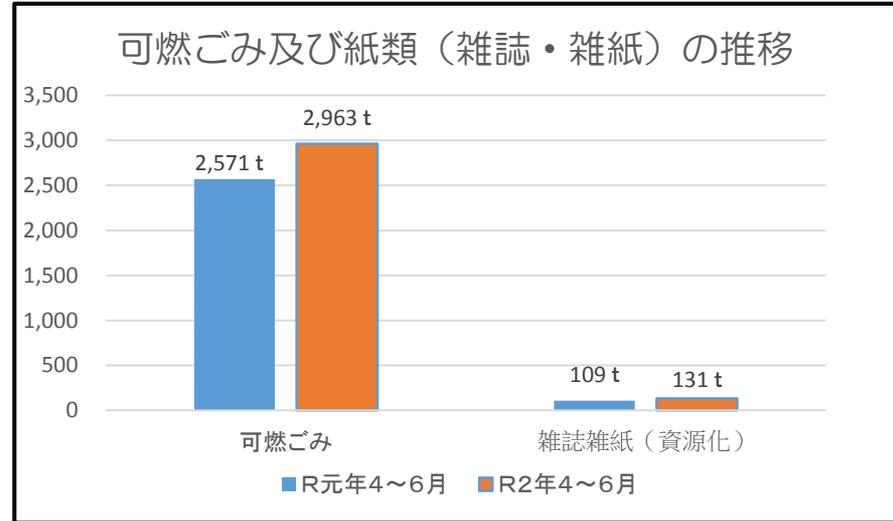


(2) 減量化事業の成果

昨年度とのごみ発生量の比較を行った結果、右図のとおりとなりました。

前年度との比較は、定期的に広報紙等でお知らせします。

時期を同じく、世界的規模で猛威をふるっている「新型コロナウイルス」の感染拡大防止のため、活動自粛が、日常生活に与える影響から、他の多くの自治体と同様に、家庭ごみ、特に可燃ごみの増加が見受けられます。



(3) 燃やすごみの減量化のお願い

新型コロナウイルスの蔓延など、昨年度との比較が難しい状況ではあるものの、可燃ごみが増加傾向にあることは事実です。

ごみの発生抑制と資源としての再使用・再生利用を進め、さらには購入の際に本当に必要か考える、不必要なものは断る、捨てる際には分別するなど心がけ、引き続き、ごみの減量化に取り組まれますようお願いいたします。

10. 1市2町広域連携「ゆうがおバス」について

1 「ゆうがおバス」の運行概要

- 下野市、上三川町、壬生町では、各市町が運行するデマンドバスでは行政区域を超えた運行が困難として、令和元年10月より「ゆうがおバス」の運行を開始
- JR線から東武線への経路、獨協医科大学附属病院への移動が確保され、1市2町エリアにおける相互交流の活発化が期待される。
- 沿線の観光施設等とも連携しながら、東京圏等からの訪問者数の増加につなげる。

運行概要

路線	JR石橋駅 — 獨協医大往復線	JR石橋駅 — ゆうきが丘線
系統キロ	7.9km (下野市4.1km、壬生町3.8km)	9.0km (下野市4.8km、上三川町4.2km)
便数	平日9往復 休日4往復	平日8循環 休日5循環
大人料金	180～440円	180～290円
1ヶ月平均利用者数	2,733人/月	232人/月

※平均利用者数はR.1.10～R.2.3の利用実績

運行ルート

JR石橋駅—獨協医大線

JR石橋駅—ゆうきが丘循環線



沿線の観光施設



2

「ゆうがおバス」運行ルートの一部変更

下野市、上三川町、壬生町の1市2町を横断する「ゆうがおバス」をもっと多くの方にご利用いただくため、また、大松山運動公園へのアクセスを向上するため、令和2年10月1日から、ゆうきが丘循環線(石橋駅～ゆうきが丘～石橋駅)の運行ルートを変更しました。

■ 変更内容

- ・ 国道4号線経由を廃止
- ・ 平日全便が文教通り経由になります
- ・ 土日祝日全便が大松山運動公園の北交差点・文教通り経由になります



11. 「地域おこし協力隊」事業について



事業の概要

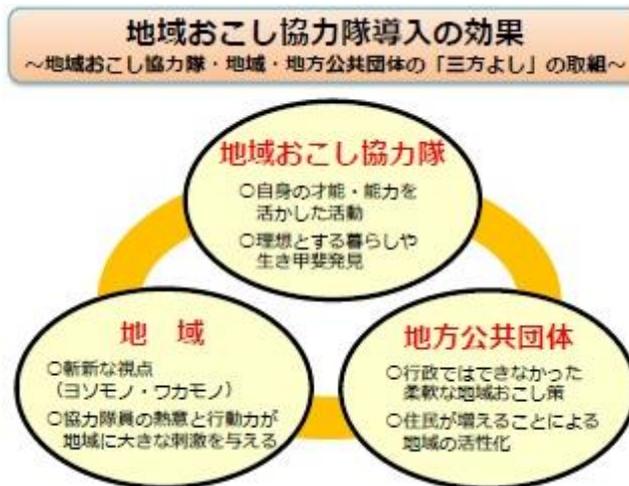
都市地域から過疎地域等に移住し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、その地域への定住・定着を図る制度。

活動期間

概ね1年以上3年以下

協力隊員

- 平成31年3月 宇佐美慈隊員 委嘱
ご当地アニメ「サクラノチカイを活用した
観光PR事業
- 平成31年4月 大坪亜紀子隊員 委嘱
市内の周遊型観光の企画、関係人口
創出事業
- 令和元年11月 渡邊美潮隊員 委嘱
コミュニティFMによる広報活動
- 令和2年7月 鈴木祐磨隊員 委嘱
公民連携による地域賑わいづくり



今後の採用予定 令和2年度 地域コーディネーター 1名

12. 屋外広告物の取り扱いについて

より良い景観形成を図るための取り組み

平成31年4月から県より権限移譲を受けて“**景観行政団体**”に移行し、令和2年度から2カ年をかけて、良好な景観形成を図るために景観行政団体が策定することができる「**景観計画**」の策定に取り組んでいます。

景観計画策定後においては、さらに景観法に基づく法的規制を活用しながら、景観に配慮したまちづくりを推進することになります！

○屋外広告物の設置には許可が必要です！

- ・市内のより良い景観形成を図って行くために、安全で良好な屋外広告物の適切な掲出が必要です。
- ・屋外広告物の設置には許可が必要で、**無許可で広告物を設置・表示した場合には、栃木県屋外広告物条例第33条の規定に基づき設置者に30万円以下の罰金が科せられます。**
- ・屋外広告業者（屋外広告物を掲出するための設置を行う業者）から土地の提供依頼等を受けた方は、設置をする屋外広告業者が有資格者で、**屋外広告物の許可を含め、事前に行政に相談しているか必ず確認をしてから契約をしましょう！**



屋外広告物のルールを守った良好な景観づくり

○栃木県屋外広告物条例に基づく運用

下野市では、良好な景観の形成と公衆への危害を防止することを目的に制定された県条例に基づき運用しています。

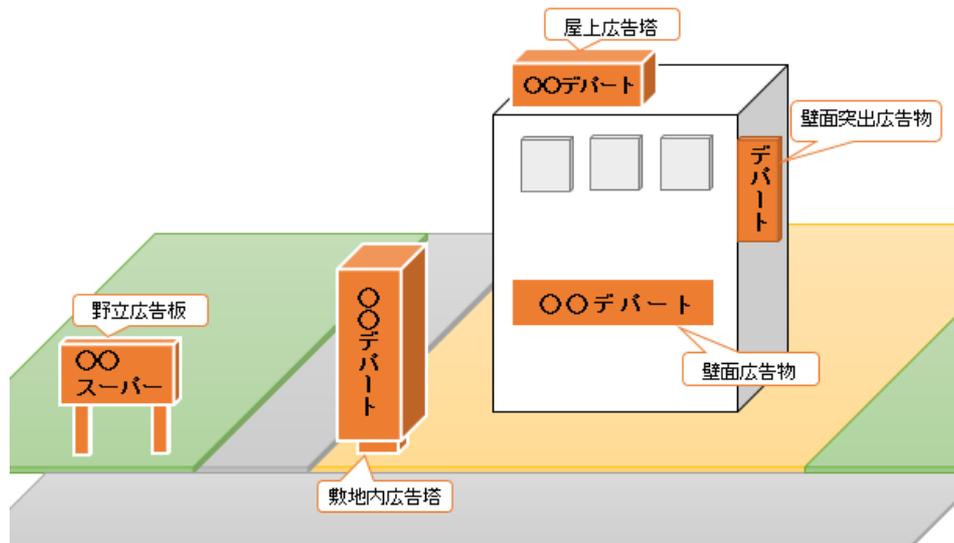
条例では、表示してはいけない場所や物件、表示してはいけない屋外広告物が定められています。

“屋外広告物のルール”を守って、違反広告物のない良好な景観づくりにご協力ください！

○屋外広告物とは

商業広告に限らず、「**常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの**」

- ・看板、立看板
- ・はり紙及びはり札
- ・広告塔、広告板
- ・建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの
- ・これらに類するもの



身近な屋外広告物の例

13. 下野市教育の特色ある取り組みについて



(1)「下野市新聞の日」～新聞を楽しむ体験事業～の実施



全児童生徒に1人1部ずつ新聞を配布し、新聞に慣れ親しみながら、社会の情勢などに関心が持てるよう、新聞を楽しむ日を、年間3回実施します。



(教職員のための新聞活用研修会:7月30日)

(2)新型コロナウイルス対策の推進

- ・子どもたちの健康を守るため、**感染予防対策**を継続して実施しています。
- ・学校臨時休業期間中には、ホームページから**動画や学習用教材配信によるオンライン学習**を実施しました。



(動画配信のための作成研修会:5月12日)

下野市教育情報ネットワーク
けやきネット

サイトマップ リンク集 文字サイズ 大きく 標準 小さく 表示色 標準 1 2

検索

市のホームページ | 学校 | 教育委員会 | 教育研究所

トップページ > 下野市共通学習支援サイト

下野市共通学習支援サイト

- 小学校1年生 (下野市共通)
- 小学校2年生 (下野市共通)
- 小学校3年生 (下野市共通)
- 小学校4年生 (下野市共通)
- 小学校5年生 (下野市共通)
- 小学校6年生 (下野市共通)
- 中学校1年生 (下野市共通)
- 中学校2年生 (下野市共通)
- 中学校3年生 (下野市共通)
- しもつけ未来学習

下野市共通学習支援サイト

学習教材一覧

下の表をご確認の上、左メニューの各学年のリンクにお進み下さい。

※ 単元・題材の学習に使用する動画やワークシートが準備できているものに○印が付きます。

※ 動画やワークシートは、下野市内の小・中学校児童生徒に限定配信しております。著作権・肖像権上、転記・転載等はしないでください。

※ InternetExplorerを使用してご覧いただいている皆様は動画やPDFを表示する場合、クリックしても内容が表示されない場合があります。その際は、動画やPDFを右クリックして、表示されたメニューの「Preview」を実行してください。PDFを印刷するときは、表示された画面の右上にあるプリンタボタンをクリックして印刷してください。

小学校

学年	出版社	教科	単元・題材名	主な内容	教科書 (該当ページ) 準備するもの	動画	ワーク シート
小1	光村図書	国語	ほなのみち(1)	挿絵を手掛かりに登場人物やあらすじを確認する。	教科書 P 32-39	○	／
小1	光村図書	国語	ほなのみち(2)	文章を読み、登場人物の行動をワークシートに書きます。	教科書 P 39-39	○	○

(学習用教材のホームページ画面の一部)

(3)新学習指導要領への対応

- ・小学校では、本年度から新しい**学習指導要領**が**本格実施**となりました。
- ・子どもたちに、新しい学びを保障するために、**教職員の資質向上研修**(パワーアップ講座)等を実施しています。



(評価方法に関する研修会:6月30日)



(教職員のためのパワーアップ講座:延べ10講座実施)

(4)小中一貫教育の推進

平成30年度から本格実施（3年目）

中学校区ごとに、小中一貫教育の全体構想（グランドデザイン）を作成し、目指す子ども像の実現に向け、小学校と中学校が、9年間を通じた教育活動を実践しています。



小中一貫の日の活用

教職員の連携



学校運営協議会の参画

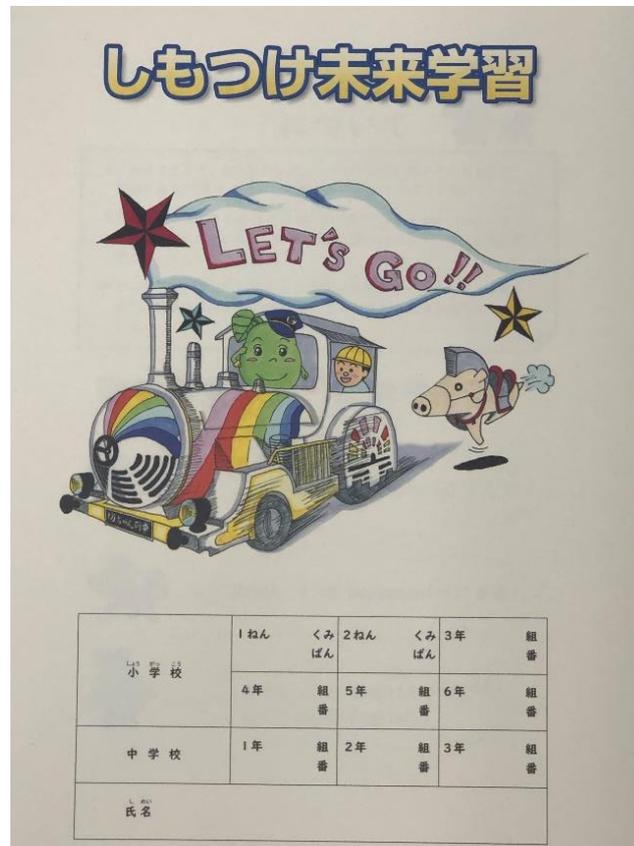
地域との連携

(5)しもつけ未来学習(ふるさと学習)の推進

しもつけ未来学習は下野市がオリジナルに作成したテキストを活用して学びます。

本年度、実施2年目を迎えました。

- ・小学校1年生から中学校3年生まで9年間を通して学ぶ
- ・ふるさと学習と英語教育を融合させて学ぶ
- ・英語で、下野市の良さを発信したり、下野市をよりよくする提案をすることができる力を身に付ける



(6)「地域とともにある学校」を目指した 学校運営協議会制度の推進

本年度は3年目・117名の委員を委嘱



学校と地域が「こういう子どもに育てたい」という目指す子ども像を共有し、地域と連携して子どもを育てる教育活動を行っています。

将来的には、「地域学校協働活動推進本部」を中学校区ごとに位置付け、学校を核として、地域を活性化していけるような制度としていきます。

学校と地域を結ぶ核となる

(7)GIGAスクール構想の推進

Global and Innovation Gateway for All (GIGA)

「誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に最適化された、創造性を育むICT環境を提供する」ための政策です。

下野市では、本年度末までに児童生徒1人に1台のタブレット端末を配備し、次年度から活用できるよう計画を進めています。

タブレット端末を活用した授業をより多く展開し、児童生徒の深い学びに役立てます。

校内通信ネットワーク
環境の整備(増強)

1人に1台の学習者用
タブレット端末の配備

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための一斉休業期間中に、市内全校で実施したオンライン学習も、よりスムーズに実施できるようになります。

14. 南河内小中学校の整備について

■整備の基本目標

○義務教育学校の基本理念

「ふるさとを愛し 歴史の上に未来を拓き 夢に羽ばたく 子どもを育てます」

○小中一貫教育推進における教育活動の視点

教育課程の工夫改善、教育活動の連続性の確保、教職員間の連携・協働、家庭、地域との連携、協力



○基本目標

- ①「学び」や「育ち」をつなぐ教育環境づくり
- ②児童生徒の健康、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設
- ③安全・安心に配慮した校舎整備
- ④地球環境に配慮した校舎整備
- ⑤維持管理しやすい校舎整備
- ⑥地域との連携及び防災拠点としての防災機能の整備
- ⑦学校施設の多機能化と他の公共施設との連携



既存校舎との接続による
一体的な利用方法と快
適で使いやすく落ち着いた
のある学習環境の実現
を目指します。

南河内小中学校については、令和元年度に基本・実施設計業務が完了し、今年度校舎等建設工事の入札を行い、7月8日に市議会臨時会にて請負契約締結の承認を得て、令和2・3年度の継続事業により実施します。

■工事概要

工 事 名 : 下野市立南河内小中学校建設工事

工事個所 : 下野市薬師寺地内

工 期 : 令和2年7月8日～令和4年1月31日

受 注 者 : 清水・小林・前原特定建設工事共同企業体

請負金額 : 3,069,000,000円



西側より第二層内透視図をみる



北側より透視図をみる

■建設建物概要

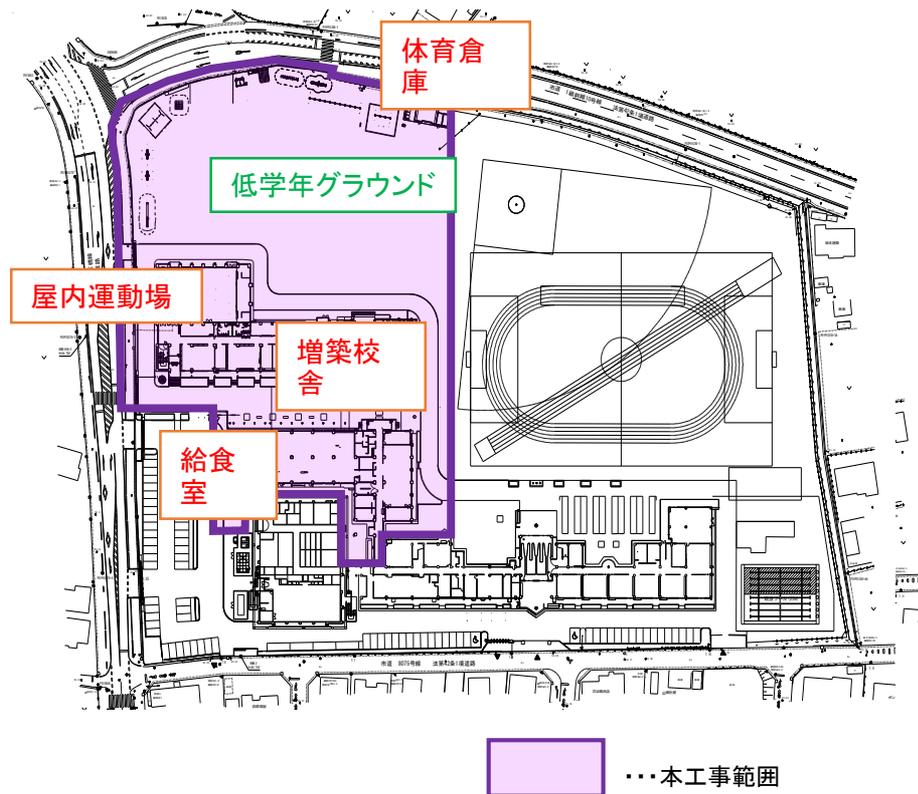
○校舎：鉄筋コンクリート造3階建 約6,621m²

○屋内運動場：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建 約617m²

○附属棟：鉄筋コンクリート造平屋建
ゴミ庫、飼育小屋、体育倉庫
計 約114m²

○その他外構工事

擁壁、校内舗装、屋外排水、管理施設、
遊戯施設、グラウンド・コート整備



15. 東の飛鳥プロジェクト推進事業について

●これまでの取り組み

下野市の特性

「歴史が物語る住みやすい場所」

遺跡・史跡が多いということは、古来より災害が少なく、住みやすい場所であったことを実証しています

東国における飛鳥時代の過程を表す重要な遺跡が集中する地域

「東の飛鳥プロジェクト」

歴史文化遺産を教育や観光の資源として活用したまちづくりを進めます。

令和元年度の取り組み

- ①「下野市文化財保存活用地域計画」(案)の検討
- ②しもつけ風土記の丘資料館のリニューアル工事
- ③史跡下野国分尼寺跡第2期保存整備事業の推進
- ④東山道関連文化財ガイドアプリの導入
下野国分寺・下野国分尼寺・下野薬師寺等
- ⑤市内重要遺跡の発掘調査(児山城跡)



下野国分寺金堂の復元CG

●令和2年度の取り組み

①「下野市文化財保存活用地域計画」の策定

令和2年7月17日に計画を国が認定(全国で9件が認定済。栃木県第1号)

②しもつけ風土記の丘資料館のリニューアル工事

東の飛鳥プロジェクトの拠点施設として資料館のリニューアル工事を実施。

③史跡下野国分尼寺跡第2期保存整備工事の実施

第1期整備地区の北側の整備工事を実施(令和3年3月完成予定)。

④市内重要遺跡の発掘調査(児山城跡)

主郭部(本丸)の発掘調査の実施。

⑤史跡下野薬師寺跡第3期保存整備事業の推進

第3期保存整備を進めるために基本計画を策定。

●今後の取り組み

- ・しもつけ風土記の丘資料館のリニューアルオープン(令和3年5月予定)
- ・史跡下野薬師寺跡第3期保存整備事業の推進
- ・市内重要遺跡の発掘調査(下野薬師寺跡関連)
- ・文化財関連グッズ等の制作販売

16. 県南広域的下水道整備事業について

(1) 概要

県南広域的下水道整備事業は、思川開発事業の一つとして、栃木市、壬生町、下野市の利水を目的とした事業です。

👉 思川開発事業とは？

思川沿川・利根川中下流域地域の洪水調整や**栃木県(栃木市・壬生町・下野市)・鹿沼市・小山市・古河市・五霞町・埼玉県・北千葉広域水道企業団**の水道用水の取水を目的として、思川上流部の南摩川にダムを建設する国の事業です。

(2) 県南地域の水道水源の状況

～平成25年3月 栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書より～

- ① 県南地域における地下水依存率は高く、栃木市・下野市・壬生町は、全量を地下水のみに依存しており、**地下水の代替水源としての表流水を全く有していない。**
- ② 県南地域においては、地盤沈下や**地下水汚染が危惧**されており、水道水源を地下水のみに依存し続けることは望ましくない。
- ③ 異常気象による渇水リスクが高まる中、**県南地域には水道水源として利用できる水資源開発施設がない。**
- ④ 水資源開発には相当な期間を必要とすることから、長期的な展望に立って、**事前対策を講じていく必要**がある。

(3) 県と市の方針

□ 栃木県の方針

- ・ 県南地域において、将来にわたり安全な水道水の安定供給を確保するため、地下水から表流水への一部転換を促進し、**地下水と表流水のバランスを確保**する

□ 下野市の方針

- ・ 栃木県の地下水と表流水のバランスを確保する**方針に賛同**する
- ・ 安全で安定した水道水の供給を**将来にわたり保障**する
- ・ リスク分散の観点から**多様な水源を確保**する

(4) これまでの動き

～ 栃木県により2年にわたり取水地点・送水ルート of 調査が実施されました～

- 平成29年度 思川における8か所の想定取水地点から4地点を選定
- 平成30年度 平成29年度に選定した取水地点4地点からそれぞれ4ルートを設定し、概略費用、送水距離、送水先箇所数などを比較評価し3ルートを抽出

【今後の予定】

栃木県におきまして、平成30年度抽出した3ルートを基に供給単価を試算し、栃木市、壬生町、下野市と協議を始める予定です。

17. 職員による公金詐取事件について(経過報告)

コンプライアンス推進の取り組み

コンプライアンス推進指針

職員が常に意識すべき指針（令和元年7月策定）

コンプライアンス推進計画

指針に基づいた、コンプライアンス推進に係る取組・計画（令和元年8月策定）



現在、指針及び推進計画に基づき、

コンプライアンス推進計画実施計画（※）に取り組んでいます

※推進計画の施策について主要な事務事業を定めた計画（計画期間：令和元～令和3年度）

主な事務事業

- ・ コンプライアンスに関する研修の実施
- ・ コンプライアンス意識調査の実施
- ・ 公金を管理する部署の定期的な人事異動
- ・ コンプライアンス自己診断シートの実施
- ・ 風通しの良い職場環境づくり
- ・ 公金等事務処理に関する調査の実施

◆令和元年度の実績報告書を下野市ホームページにて公開しています。

下野市ホームページURL <http://www.city.shimotsuke.lg.jp/>

ホーム>市政情報・市民参加>人事・給与・採用>人事行政運営等

コンプライアンスに関する会議の経過

令和元年度

6月21日	第1回コンプライアンス確立委員会	コンプライアンス推進本部設置要綱、推進指針案、推進計画案について	等
7月2日	第1回コンプライアンス推進本部	コンプライアンス推進指針の策定、推進計画案について	等
8月28日	第2回コンプライアンス推進本部	コンプライアンス推進計画の策定、公金等事務処理に関する調査について	等
1月14日	第3回コンプライアンス推進本部	コンプライアンス推進計画実施計画の策定、自己診断シートについて	等
3月11日	第2回コンプライアンス確立委員会	取組内容、実施計画、公金等事務処理に関する調査について	等

令和2年度

7月8日	第1回コンプライアンス推進本部	実施計画の実施状況評価、コンプライアンス自己診断シート実施結果について	等
7月29日	第1回コンプライアンス確立委員会（文書会議）	実施計画の実施状況評価について	等
8月5日			
8月25日	第2回コンプライアンス推進本部	実施計画の実施状況への確立委員会評価報告、実績報告書作成について	等

損害金の回収について

平成30年	7月13日	弁護士を通じて弁済	1,100,000円
平成30年	8月から		
令和2年	7月まで	口座差押の取立金	197,623円
		保険解約返戻金	327,900円
		親族による弁済等	115,000円

回収金額計 1,740,523円 (令和2年7月末日現在)